

# 被災者支援メニュー（概要版）

〔り災証明書判定〕 ○：該当 △：場合によって該当

## り災証明書の交付

交付手数料：無料

国税務課固定資産税係

☎286・3377

## 民間賃貸住宅借り上げ事業

（みなし応急仮設住宅）

〔全壊〕○ 大規模半壊○ 半壊△

対象：次のすべての要件を満たす人

①平成28年4月14日時点で熊本県（熊本を除く）に住所を有する人

②熊本地震で住家が全壊または大規模半壊となり居住する住宅がない人

③半壊でも、住み続けることが危険な

程度のみや、生活環境保全上の支障となつている損壊家屋など、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない人（半壊の住宅が賃貸住宅などの場合は、物件所有者の署名・押印が必要）

④自らの資力では住宅を確保することができない人

⑤災害救助法に基づく応急仮設住宅・住宅応急修理制度を利用しない人

借り上げ条件

①みなし応急仮設住宅としての使用について、貸主から同意を得ているもの

②管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの

③家賃が1か月当たり原則6万円（対象世帯が5人以上（乳幼児を除く）の場合は9万円）以下のもの

④入居者が負担するもの

○：該当 △：場合によって該当

①光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など

②入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用について、退去修繕負担金を上回る場合の不足額

入居期間：最長2年

入居期間：最長2年

☎289・1480

被災住宅の応急修理

〔全壊△ 大規模半壊○ 半壊△〕

対象：次のすべての要件を満たす人

①応急修理を行う住家（住家が修理できない場合は、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等も可）に居住すること

②住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと（り災証明書が必要）。ただし、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、申請可能

③応急修理によって避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること

④応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと

⑤半壊の場合、申出書を提出すること

⑥必要な書類が揃うこと

※前記の条件を満たす人は、すでに修理していても申請できます。その場合、施工写真（施工前・中・後）が必要です。

◆住宅の場合

①住宅の応急修理は日常生活に必要な最小限度の緊急を要する箇所（屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管、配線、トイレなどの衛生設備）について実施

②地震災害と直接関係のある修理のみが対象

※内装に関するものおよび家電製品は対象となりません。

◆被害を受けた住家が修理できず、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等に係る修理などを行う住家とする場合

◆被災者生活再建支援制度

〔全壊〕○ 大規模半壊○ 半壊△

対象

①居住する住宅が全壊の被害を受けた世帯

②居住する住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯

③居住する住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した世帯

※「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

支援金の額

左記の①と②の支援金の合計額が支給されます。

①基礎支援金：住宅の被害程度などに応じて37・5万円～100万円を支給

②加算支援金：住宅の再建方法に応じて37・5万円～200万円を支給

※具体的な金額などは、お問い合わせください。

申請期限

①基礎支援金：災害のあった日から13か月の間

②加算支援金：災害のあった日から37か月の間

☎289・1400

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480

☎289・1480